

所

BULLETIN

版

DE LA

有

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

日本監獄協會雜誌

明治二十四年一月發兌

日本監獄協會

第參拾參號

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及監獄關係事業ノ改進ヲ冀スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 五 懲罰及ヒ質問ニ答フル事
 六 監獄ニ關スル翻譯地ニ著述ヲ爲ス事
 七 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 八 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 九 監獄協會公會ヲ獎勵スル事
 十 萬國監獄協會トノ通信 往復其他ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ト諸議談ヲ討論 諸語等トヲ舉行シヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒ツ
- 第六條 本會ニ揭載スル事項ハ左ノ如シ
 一 監獄ニ關スル法令
 二 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 三 衛生ニ關スル事
 四 統計ニ關スル事
 五 會員ノ通信又ハ寄書
 六 本會記事
 七 推戴員
 八 特別會員

維持會員

- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル力ナリトス
- 第八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第二十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第三十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第四十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第五十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第六十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第七十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第九十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第一百條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス

第參拾參號目次

- 新年祝賀
- 加入人名
- 官報
- 雜論
- 問答
- 監獄則施行細則問答
- 露國萬國監獄會議第二部
- 犯人生理學ニ本クの改正
- 露國治安奴及新加烈德尼送移囚記事
- 獨逸國不良幼者感化場
- 現行監獄則講義
- 英國中央獄囚徒職業別
- 在米正員下田菊太郎氏の通信
- 看守補助證書授與
- 監獄則の疑議を質す
- 大りに獄吏を改換すへしと題せる説を讀む
- 本會記事

恭賀新年

明治廿四年一月

大日本監獄協會

名譽會員

特別會員

維持會員

正員

各位侍史

● 會 告

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制
規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては

獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君

會員に報すべき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝとなく續々御寄稿相成度希望致候也

一雜誌實費は昨二十三年九月分(第二十九號)より一部に付金七錢の割を以て
東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必ず東京集治監官舎石澤謹吾氏宛
にて送付ありたし

一通過會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用
は二割増とす

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

トシヤイル獄は運動場の敷五箇所あり此監獄の鳥
眼圖(上より見てたす有様を云ふ)を説て之を見るを得べし
一、運動場は敷多の囚徒一時に運動する爲め設けたる二大
場は繩索運動場と稱す該獄入口の両側にある三重の圍之
を示せり凡て運動場は於ては囚徒を以て運動の度を量る
ものとす

鳥眼圖は於て合同運動場を示す所の三重の圍は地上は鋪
き設けし狭隘ある磚瓦の列あり談場は十五フートの
隔りごと一綱を造り成りたる長き繩を置き運動の際に
一綱ごとく敷面を附けたる囚徒一人宛其位置を占む而
て看守人の彼輩の間より立一以て囚徒相互の談話交通を
防制せんが爲め嚴其の舉動を注意す

運動すへき囚徒の總數既集まり且つ手は繩綱を握り其
位置を定むるや否看守人の高声は進めと呼ぶ声は必
總員百三十餘名の恰も車輪の如く施轉し其迅速なること
夥多ある瓦斯點燈者の相ひ集りて此圖を造り成りたると
一般あり

談場を看守する吏員は弱りたる者も對ては進め汝來れ
進めと呼び距離を乱だして疾走する者あるときは改歩せ
よ汝改歩せよと高呼す

暫らくして看守人の高声は停歩と呼ぶ是は於て車輪の疾
走するが如く旋轉し居たる褐色の圍に演習場は於ける騎
兵隊の列の止まるが如く速に停歩し殆ど軍紀齊整の觀あり
談看守人の直ちと呼び曰く反面と声は必して總囚徒ハ
一齊は其踵すを回らんと反對の方向に於て迅速は施轉
！始む此運動を目撃する者は必ず其施轉の速度は驚く
政府の報告書に曰く此迅速運動の法は曾てウヰグゼルド
獄に於て實施したるものを模範としたるあり而して談
方法のベントンウィル獄は採用されたる蓋しコロ子ルゼツ
氏の左の如き説ありしは因る氏の言は曰く嚴肅なる隔離
紀律を施行せんと欲せば必ず先づ囚徒の覺悟を傾向する
ことを防へべき充分なる豫備を爲さざるべし若し大れ
否とざるは於ては患者を囚徒の精神上に及ぼすし業已
は經驗の明証する所なり

是は由て之を觀れハベントンウィル獄は於て此迅速運動法
を採用するは覺悟ある者を振起せしむるの目的たること
知るべきあり抑も醫學上の研究は由るとさハ麻酔劑の爲
め患者を受けたるものは對し其筋骨の活潑なる運動を誘
致せんとするには拉捻蹴其他烈しき手段は依頼せざるを
得ざることを明証す然りとせば則ち模範獄に於て採用したる
迅速運動の法は能く其目的を達し得べきと確信するは足
らん(イイヒツ著能動世界)

正員 神谷彦太郎 譯述



英國ベントンウィル分獄繩索運動之圖

大日本監獄協會雜誌第三十三號

明治二十四年一月

○新たに本會維持會員として入會せられたる諸君は左の如し

警視廳 池上四郎君(市ヶ谷監獄分署典獄)

警視廳 岡貞一君(市ヶ谷監獄分署副典獄)

山形縣 下山貫雄君(山形縣典獄)

埼玉縣 山室元吉君(埼玉縣典獄)

佐賀縣 藤澤正啓君(佐賀縣典獄)

○明治二十三年十二月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

愛知縣 川井守一君

富山縣 松原政之君 原田勝次郎君 山口精一君

山口 一君 野尻入道君 荒木久行君

游佐信景君 松崎隆君 堀景信君

松村政記君

高知縣 野村秀苗君 門田盛行君
山梨縣 井上眞平君
長野縣 塚田泰助君

官報

自明治二十三年十二月十六日
至明治二十四年一月十五日

●辭令

監獄評議委員長被仰付

(各通)

内務省警保局長 清浦奎吾
内務省縣治局長 大森鍾一
内務省參事官 黒田綱彦
内務省警保局次長 大浦兼武
内務三等技師 妻木頼黄
内務四等技師 中濱東一郎
内務省參事官 久米金彌
内務四等技師 河合浩藏
内務大臣祕書官 犬塚勝太郎

監獄評議委員ヲ命ス

(各通)

司法省參事官 河村讓三郎
檢事 今井良一
文部省參事官 大島誠治

監獄評議委員ヲ囑托ス(以上内務省)

任石川縣典獄奏任官六等

任島根縣典獄奏任官六等

石川縣監獄書記 高北忠吾
島根縣監獄書記 遊佐正人

●監獄會議 岡山縣監獄署ニ於テ二十三年十二月十六日ヨリ各監獄支署長及監獄書記、看守長ヲ召集シ在監人心得書及治獄上必要ノ事件ヲ議シ同十八日閉會リ○栃木縣監獄署ニ於テ同月十五日ヨリ各監獄首席監獄書記及看守長ヲ召集シ獄務會ヲ開キ治獄上必要ノ事件ヲ議シ同十七日閉會セリ○山形縣監獄署ニ於テハ管内各監獄支署長ヲ召集シ同月十八日ヨリ獄事會ヲ開キシカ同二十日議了閉會セリ

雜論

就ては今後本會の參考として意見を寄せられたる向ふから本會爲めに裨益を受けること多し是れ深く謝する所なり然るに空しく之を本會の饕餮に収むるは如何にも忍びざるを以て自今聊か短評を付して本欄に掲げ廣く會員諸君の參考に供することとせり
これを怠らざるべし

編者謹白

●逃走在監人報告法の改正を望む 逃走在監人今日の報告法は暴行を

爲して逃走するか三人以上共に俱に逃脫するかにあふされは之を主務大臣に報

地方監獄で拘置監と同所に在るに於ては裁判上の爲め囚人を地方監獄より拘置監に移さざる可とす

告するを要せざるものとす故に在監人の逃走一日に二回三回の多きあるも各一人若くは二人宛にして而かも其時刻を異にするに於ては主務大臣は之を知るに由なかるへし此今日の報告法は繁文省累の主旨に出てたるものなるべきも在監人逃走の如きは毒を社會に流すものと莫大なるものなれば極めて慎重なるを要すること、思考す就ては重罪囚若くは重罪に係る被告人逃走すれば一人にして假令暴行を爲さざるも必ず之を中央に報告し又輕罪囚若くは輕罪に係る被告人と雖も一日に二人以上逃走するに於ては報告するものと改正あらんとを望む

●地方監獄と拘置監と同所を在るゝ於ては裁判上の爲め囚人を地方監獄より拘置監に移さざるを可とす 餘罪發覺又は刑期限内又犯罪の爲め地方監獄に在る囚人にして再び裁判所の審問を受ける者尠ならず此輩は審問中の日數刑期に算入せらるゝ等の理由より總て囚人として待遇し相當の役を課し賞表を有するに於ては細則規定通り一々優遇を爲さざるを得ざるものとす斯く其待遇既に囚人に異ならざる以上は成るべく拘置監に移さずして地方監獄に之を拘禁する方事理の當を得たるものならん然るに同所に地方監

獄と拘置監と在るとあるなるにも拘はらず裁判所より往々餘罪發覺又は刑期限内又犯罪の囚人は之を拘置監に移すへしと指揮する事ありて爲めに監獄官は上陳の如き意見を有するも亦如何ともする能はざる場合なきにあらずと此事果して信なるや否やを知らずと雖も若し信なりとせば一方に向ては其筋より裁判所に斯の如き指揮を爲さるる様訓示せられんことを希望し一方に向ては監獄官たるものは豫め能く裁判所と協議を遂げ實際に上に云ふ如きものと之れ無き様留意あらんとを切望す

●共犯者は必ず裁判所より監獄に報告するを要す 刑事被告人中

共犯者あるに於ては必ず其監房を別異せざるへかゝす(監獄則施行細則第十八條)然りと雖も若し監獄官にして果して誰は誰と共犯なるやを知るに由なきときは之を別つ能はざるや固より論なく隨て折角の規定も無用に屬すべきなり聞く裁判所より刑事被告人を監獄に送付するに際し往々某々は共犯なる旨の告知を飲く向無きにあらず監獄に於ては程經て之を知り大ひに驚くありと此言全く信し難しと雖も若し萬一にも斯の如きありとせば裁判官及檢事に對し刑事

被告人中の共犯者は必[○]そ之を監獄に通するの留意あらん[○]とを切望せざるを得ざるなり

●地方監獄建築修繕費検査法の設定を望む 國庫の會計検査は検査院のあるありて頗る詳密を極む然るに地方税に至りては府縣會に其精算を報告するの規定あるのみにして検査法未だ全く備はれりと云ふへからず爲めに紛紜の種となること尠なからざるが如し殊に府縣監獄建築修繕費に於て其然るを見る一例を舉れば大坂府羣馬縣の如き即是れなり是れ蓋し監獄建築修繕費額の大なるにも因るへしと雖も地方税検査法の備はるるより其首なる原因なりと信ず地方税殊に府縣監獄建築修繕費検査法の設定は豈今日の急務にあらずや

問 答

(承前)

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保すること能はざるは勿論尙ほ不允分のこと多かるへきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらる、諸君は提擧の勢を惜まれざらんことを希望す

編者 白

第七十一條 刑事被告人又ハ定役ニ服セサル囚人及拘留囚ノ鬚髮ハ不潔ナラサル様梳理セシムヘシ但鬚髮ヲ剃刈センコトヲ請フ者アルトキハ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ

問

定役に服せざる囚人及拘留囚の鬚髮剃刈は囚人をして一種の役として之を爲さしむるも剃刈せらるゝ者等しく囚人なれば別に大害を醸すゝと云ふなるへきを以て之を禁するの限りにあふざるへしと雖も刑事被告人にして鬚髮を剃刈せんと請ひ之を許す場合に於て囚人を使用するは事理極めて妥當なからず就ては誰れか此理髮を爲すへきや

答

管理上妨げなく且つ本人自ら爲し得べくんは本人自身をして之を爲さしむるゝと至當なるへし然れとも數多の刑事被告人を拘禁する監獄に在て一々本人をして自から之を爲さしむるときは其煩に堪へざるへく且つ常人自から之を爲し得ざる場合も多かるへきを以て本人自から之を爲さしめんとは言ふへくして行はれ難きゝと云ふなるへし因ては通常の理髮人に特約して之を爲さしむるゝと如何と云ふに市中より傭ひ入る所の理髮人の如きは仮令身元確かなるものを撰ぶも尙其弊害少なからざるへきを以て寧ろ押丁中此事に馴れたる者の用務と爲そ方然るへし

問

本條但書に鬚髮を剃刈せん^ハとを請ふ者あるときは典獄之を許す^ハことある

問 答

監獄則施行細則問答

(七)

る、とあり然らば之を許さざるゝあるべきが如何なる場合に本人より之を望むも典獄に於て許さざるゝを得るものなるや

答 定役に服せざる囚人及び拘留囚は兎も角刑事被告人に至りては裁判上其髪髪を入監時の儘に保存して容貌を變せしめざるゝの必要あること少なからざるへきは固より論を待たず又定役に服せざる囚人及び拘留囚の髪髪と雖も多人を拘禁する所に在ては一々其申出に従ひ悉く之を許可せんとすれば其煩に堪ゑざるゝなきにあふざるゝ斯の如き場合に在ては典獄は本條の但書に依り不潔若くは不紀律と認むる者に限り之を許すを至當なりとす是れ此の但書の必要なる所以なり

第七十二條 髪ヲ短薙セサル者ノ監房ニハ木梳一個ヲ備ヘ置クヘシ

問 本條は舊監獄則にはなく此細則に於て始めて生れたるものなるか木梳と雖も均しく器具なるに之を監房當置の器具中に置すして特に此に一ヶ條として掲げられたるは如何なる理由なるや

答 既に不潔なゝざる様髪髪を理せしむへきの必要あるに於ては之か器械を

房内に置かざるに於ては其不潔なる時之を責むるの道なかるゝし舊監獄則に本條の規定なかりしは一の欠典と云ふへし而して本條は刑事被告人拘留囚及び無定役囚にのみ必要のものなれば一般囚人の房内當置器具とは大ひに其性質を異にす因て特に本條を設けられしならん

第七十三條 刑事被告人ノ親屬故舊ヨリ洗濯ノ爲メ其衣類ノ下付ヲ請フトキハ本人ノ承諾ヲ得テ典獄之ヲ許可スルコトアルヘシ其密室監禁者ニ係ルトキハ當該裁判官ノ免許ヲ經ヘキモノトス

問 刑事被告人は其衣類を洗濯の爲め本條に依り親屬故舊に下付するを得るゝあとなるか此他には如何なる場合に其貨物を監獄外に出すゝを得へきや

答 領置の貨物は常に刑事被告人のみならずその他の在監人も總て監獄則第八條同第二十五條施行細則第四條同第五條同第六條に依り支配せらるゝものなれば親屬を扶助し又は正當の費用に供するの外一旦領置せし貨物を監獄外に

出し得るは本條の場合のみと思考す

問 刑事被告人の衣類は勿論其他囚人の所持品と雖も皆な自己の所有物にあ
らざるはなし然らば其所有者の承諾ある以上は之を他人に交付し能はざるの
理なからん勅令の監獄則及び省令の施行細則に之に反する精神の規定ありと
するも此は無効なるものとにはあらずや如何

答 監獄則第八條には新に入監する者の携有する財貨物件は典獄悉く之を領
置すへし施行細則第四條には領置の貨物は本人釋放假出獄免幽閉假出場のど
き之を下付すへしとある以上は監獄官たるものが當然在監人の領置貨物を下
付するとを得へきは此施行細則第四條の場合と滑稽の場合のみなるへしか左
れとも仮令在監人なればとて勅令省令を以て所有權に變例を置くは如何にも
解し難き点となり此點より見るも監獄則は法律たふさるへからざるものなる
や明けし

第七十四條 染傳病流行ノ兆アルトキハ其豫防ヲ慎重ニスヘ
シ若シ在監人中傳染病者アル時ハ直ニ隔離室ニ移シ其消毒

ヲ嚴ニシ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ典獄ヨリ所屬長官ニ報
告シ且其旨ヲ市長村長及警察署ニ通知スヘシ

問 傳染病者ある時は直ちに隔離室に移し云々とあるを見れば苟も監獄たる
以上は何時傳染病者を出そも知れされは常に隔離室の備へなかるへからざる
ものなふん然るに小監獄に至ては大概此の如きものゝ設けなし如何

答 傳染病者の爲めに隔離室を設け置くへきは監獄の大小を問はず頗る必要
の設備ありと思考す唯た地方經濟上の點より小監獄に於ては未だ之を設備す
るを得ざる所多しと聞く甚た遺憾とせる所なり聞くとあるに據れば小監獄中
には傳染病に罹るものあるも隔離室なきが爲め隔離其宜しきを得ずして忽ち
他の在監人に傳染し殆んど監獄を擧げて其毒に罹りたるか如き慘狀も全く之
れなきにあらずと其信否は兎も角斯の如きは随分あり得へき事柄とす是故に
隔離室の設備は假令小監獄と雖も極めて必要なりと信す又一步を譲りて隔離
室の如きものを特に設くるは事情の許さゝるとあるなりとするも傳染病ある
ときは斯く斯くの場所に、移し、斯く々々爲すへしとの規定は豫め設け置かざる

(二〇八三)

本日監獄協會雜誌第拾參號

へからす否とされは事あるに際し慘狀を免かれざるべきなり又大監獄にして傳染病者離隔室の設けなきもの若し之れありとせば監獄衛生上頗る酸鼻に堪ゑざるものとす是れ平時にあつては別に人の注意を惹かざるものと雖も傳染病の蔓延するや實に瞬間を争ふものなれば平時尤も其設備を怠るへかとざるまど重要な職務の一たるへし

問 傳染病に罹りし在監人あるときは普通の避病院に移すとすれば監獄並に本人のみならず地方經濟上にも益あるへし而かも之を移すまどを得ざるや如何

答 四人に在つては刑の執行中なれば監獄に於て其治療の方法を盡くすへきものにして決して監獄外に出すまどを得ざるものとす然れども刑事被告人は裁判上差岡なきに於ては避病院に移すも敢て妨げなかるべく又懲治人に在ては其親屬等より普通の病院に入れんと請ふときは無論之れを許すに至當と思考す

第七十五條 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入及購求ヲ停止ス

ルコトヲ得

問 本條は飲食物の差入及購求にのみ止り衣類臥具に及ばず是れ缺典にあつざるなきや如何

答 本條に於ては飲食物の差入購求の停止のみを規定せられたり然れども衣服臥具も亦傳染の媒介となるものと固より論を待たず而して之を停止せられざるものは衣類臥具は消毒其道を得れば決して不都合なければならん然るに飲食物の如きは概して消毒し難きものとす中には其消毒を爲し得る物もあらんか依りて飲食物に限り特に停止のことを茲に明掲せられたるものなとん

翻譯

○露國萬國監獄會議第二部第三問の答(承前)

正員 加地鈔太郎譯 東京

又囚徒の精神的需用例へは書信の往復外人の面會讀書等の如何を覈察するときは前陳の理由と相似たるものあり故に監獄は此等賞罰法の材料即ち書信用の物

(三〇八三)

本日監獄協會雜誌第拾參號

品、懃苦の書籍等を供給せざるへからず但し規則上相當と認められたる分量を超過して是等の物品を給すへからず而して其分量は多少之を増進するを得へきや明なりとす

若し夫れ囚徒をして所謂生活の必需品を過度に得せしむるを禁すへしとの原則にして果して真なりとせんか、彼の奢侈品を所持及買得せしむるを亦之を禁せざるへからざるや論を俟たざるへし然れども是種の物品を所持せしむるも別に刑の感覺を薄ふするとなき又獄則に違ふとなくして囚徒の精神に有益なる影響を及ぼし若くは無害なる満足を與ふるときは賞譽の上級に達したる囚徒に之を許すも敢て妨けなかるへし此奢侈品とは例へば許嫁の指環親族の寫眞、花、年曆等の如きものを云ふ、然れども禽獸を飼養し又は校堂外に於て樂器を弄ふなどは監獄の秩序に害あるものと謂さるへからず

又所謂生活の必需品と奢侈品との間に位する或種の物品あり是れ或人の爲めには其教育及慣習上殆ど必要物となりたる日用品及快樂品にして若し之の使用を禁せざるゝときは却て健康を害し、刑罰の至嚴を覺へざらしむるものなり、斯の如

き物品を使用せしむるは寧ろ監獄の規律を保つの方便にして毫も刑の効力を妨くるものにあらざるを許すも決して不可なかるへし而して是等の物品は囚徒の特に貴重する所のものなれば規律を獎勵するに於て補益する所亦甚なからざるへきなり然れ共此恩典たる之に相當する善行あるの囚徒にあらざれば之を施すへからず此物品の一例を示せば化粧具鬚、鬚毛、鬚子、齒粉、石鹼等ノ類ヲ云フ、及調味物鹽、醋、胡椒等ノ類ヲ云フの如き是れなり、醉氣ある飲みものは此中に属せざるや勿論とす、煙草の可否に付ては其說一樣ならず、我哂馬の監獄に於て經驗したる所に由れば啞たは此のみは相當の分量を限り購求及使用するを許すも敢て差支なきか如し然れ共喫きたはよば不潔にして又喫烟は空氣を腐敗せしめ火災の患われは共に之を許すへからざるなり

本議題の重要な點は囚徒に工錢を支給するを以て一の獎勵法となすへきや否やと云ふにあり余は然りと答ふるに躊躇せざるへし、夫れ金錢を以て生産的勞役に對する最も正當なる報酬と爲すは天下の擧げて許す所なり故に作業を勉勵する囚徒をして金錢を得せしむるときは囚徒自心作業に専らにし假令其工錢

は在監中自由に之を使用するを許されずとも其善行を勵進すべきや疑を容れず常に其善行を勵進すべきのみならず監獄の規律も亦大に裨益せらるゝ所あり何となれば囚徒をして工錢を得せしむるときは獄内に於て自己の貴重する物品を買得せしむるを得へく其物品を買得せしむるは即ち一の適當なる獎勵法に外ならずして政府は其間に毫も費す所なければなり是故に此工錢の支給額を毎等割合に低下せしめ囚徒をして其工錢を自由に使用するを得せしめず若し之を使用せんとするときは典獄の許可を要することゝせば此方法に關して別に非難すべき所あるを見ざるなり蓋し工錢の法を設けし當初の精神は規律外の理由即ち監獄作業の收入を増加すると囚徒をして出獄後生計の資本となし又食料の不充分なる監獄に於ては之を補ふべき食料を購求するの資金となすべき金員を多少貯蓄せしむるに在りたるか如し

茲に一の問題あり囚徒の獄内に於ける善行を獎勵する爲め自持參したる物品又は獄外より差入れたる物品を所持及使用することを許すべきや否やの事是れなり余の意見に由れば斯る事は監獄の秩序上必要なる地位の平等を害するもの

なれば宜く許すへかざるものと思惟す故に囚徒か自持參し若くは他より差入れたる金錢を使用して快樂を取り又は自持參し若くは他より差入れたる快樂品及日用品を使用するとは決して許すべきものにあらず況んや他より食料衣類寢具化粧具煙草等を受領するに於てをや之に反し上文已に論したる如く所謂日用品にもあらず又快樂品にもあらず唯囚徒に無害の満足を與ふる物品の如きは自己の作業に依て之を得ざるものと雖も其受領を許して差支なきものあり例へば寫眞の如きは是れなり又獨習し得べきもの即ち學術に關する書籍書具等の如き又は休息時間中從事し得べき工作器具の如きは上級にある者に限り之を使用せしむるも敢て妨けなしとす

甲 非實物的獎勵法

- 第一 賞詞 此賞譽は稀れに行ふへし決して他囚の面前に於て爲すへかざる
- 第二 善行登錄 此法を施行する所は 此賞譽と共に直に上級に進め之に屬する恩典に與らしむるを例とす

第三 親族と書信の往復及親族の接見を許可する事、書畫用の物品を交付する事、慰苦及教育上の書籍を貸渡す事。最上級に於ては新聞紙を讀覽せしむる事。是等の許可を與ふるには之が制規を定め置かさるへからず又獄署は實物的材料即ち紙等を給與せざるへからず

第四 學校の課程中になき學科

第五 一層有益なる作業

第六 普通獄制を緩にする事 例へば警護を緩にする事、閉鎖せる牆壁内、外、屋、に於て作業に従事せしむる事、少く獄風を脱したる衣類を着用せしむる事、又出獄の期近きにある者は鬚を剃ることを免する事、髪ヲ蓄フルハ名譽トスル所ナリ故ニ入監スルトキハ必ス之ヲ剃ラシム等の如きは是れなり然れ共作業時間を短縮するは監獄の秩序に適合せざるものとす

第七 行爲の自由を擴張する事 即ち休息時間中囚徒をして自身の爲め習學にても作業にても隨意に従事する事を許すか如きは是れなり此場合に於ては自ら持參し又は他より差入れたる書籍器具及其他の必要品の使用を許すことを得へし其他囚徒は己れの費用を以て斯る物品の購求を許さるゝおともあ

るへし

乙 實物的獎勵法

第一 囚徒の在監中其實物的幸福を増加すべき小物品の使用及費消 此物品たる獄署に於て既に其必要品を給するときは少量に限り之を買得するおとを許可せざるへからず例へば或る人の慣習上又は教育上殆ど缺くへからざるの必要品となりたるもの即ち櫛頭髪用の刷毛、石鹼、齒磨楊子、醬料、噛みたはこの如きは是れなり是等の思惠品は囚徒自己の金錢を以て之を購求すべきものにして自ら持參し又は他より差入れたるものを使用せしむへからざるなり

第二 監獄の秩序を害せざる以上は情縁を回想せしめ又は無害なる娛樂を得せむる或る小形の奢侈品の所持 例へば寫真、指環、花、懷中時計の如きものにして上級の囚徒に其所持を許すことを得へきなり然れとも高價の物品に至りては自ら持參せるか又は他より差入れたる場合に限りし但し廉價に販賣するものあるときは囚徒に之を購求するおとを許すを得へし

第三 工錢 作業を勉勵したる囚徒には賃銀として金錢を支給するおとを得へ

し但し其金額を僅少にすべく且之を本人に渡すへかゝす而して之を消費するに^ハ典獄の許可を要するものとすへし又上文甲の第七及乙の第一、第二に指示せる物品は、此工錢を以て購求するものとを許すを得へし
彼の諸國に行はるゝ工錢の幾分を出獄の時まで蓄積する方法は最も良策なりと信ず、蓋し此貯金は囚徒の放免後一時の急を救ふの資となるへければなり若し満期囚にして品行の疑はしき者あつは此貯金は該囚の撰定する住居地の官署又は出獄人保護會社に之を依託するを得へし然るときは官署又は保護會社は其使用方を監督すべきなり

噠馬國に於ては工錢の半額を出獄の時まで積置くの制規なり、假出獄の場合に於ては其貯金の三分の二を警察官署に附托し出獄人の利益となるへき様之を使用せしむるものとを得而して其殘金は該囚の全く満期に至りたる時にあらざれば之を下附せざるなり

工錢は在監中囚徒の獎勵法に充る物品を購求するの外時としては尙ほ之を獄外の事に使用するを許すことあり是れ囚徒の獄内に於ける品行の如何に

拘らざるなり例へば貧窮なる親族を救助し、質入したる衣類器具を受出し、負債を償却し若くは犯罪の爲め害を蒙りたる人の損害を賠償するか如き是れなり

監獄工錢の外囚徒の所持する金錢、即ち自ら持參し又は他より差入れ若くは相續したる金錢は之を監獄の規律上に使用すべきものにあらざるや明けし然れども囚徒にして己れの意思を執行せしむるの能力あるに於ては之を獄外の事に使用するは隨意なりとす唯此場合に於て典獄の可成的注意せざるへかゝるは囚徒か此金員を社會の秩序に反して使用するなどなからむるの一事あるのみ(畢)

噠馬ブリッススリール監獄典獄アムミツベール記

○犯人生理學に本くの改正 (第三十二號の續き)

佛國エークス控訴院評定官 ルイープロアル氏述

正員 野村泰亨 譯 京東

フイエー氏は人の其罪を犯して後伴隨し來れる廉耻心を滅却するより生するの

惡弊如何を知るおとロンブロー氏に比すれば稍々明瞭なりとす其意以爲らく凡そ惡事なる者は人々の自由に作爲する者にあらすして夫の因應一定の主義に本き時の勢に制せられて自然成立するものなりと雖も犯罪の後刑法に當てらるゝや乃ち廉耻の情内に動き之を禁するを得す此情や能く吾人の惡念邪慾を制す故に吾人々類に欠く可らざる者なり此情一朝微つせは吾人汚行醜業憚る所無かゝんとす又以爲らく夫れ佝僂たり跛行者たり侏儒たるの不具者は固より好んで自く致したるにあらす而して一たひ人の面前に出つる時は羞耻の心内より發して制す可らざる者あり而るを況んや中心醜惡にして邪事を行ふ者に於てをや爰そ醜惡を嫌忌するの美心由て發動する無きを得んぞ何ぞ其れ誤れるの甚きや夫れ跛行者佝僂の其人の面前に在て自然内に發するの情は豈に之を羞耻と云はんや寧ろ人の嘲弄を恐るゝの念ならん然らば鞠養其宜きを得ざる者及び陋野不良の党にあらざる以上は孰れか此の如き不具異体の人を視て忌憚の念を發する者あらんや適々以て之か爲めに同情相憐むの情を動さしむるに足るのみ四肢の不具自ら好んで致したるにあらすとせは羞耻の情得て發す可きの理無きなり若し自

今以後心の醜惡にして好んで自々邪僻を行ふを目し宿命の理に出て必然の勢に成るものとせんか則ち羞耻の情其跡を絶ち恬として顧慮する無きに至らん蓋し凡そ誹謗なる者は吾人々類の美を嘉みし醜を厭ふ所の美心の鑒識に本くのみならず又善に就きて惡を避くる所の道德心の辨別に由る者なり心の醜惡既に天然自然に出つるの成績とせは其人に在ては則ち之をして自然羞耻の心を發せしむるに由無く又他人に在ては則ち之をして美心に由りて之を鑒識し又道德心に由りて之を上下せしむるに由無からん吾人の他人の惡業を非とするや蓋し此他人の心自由にして責任の其身に存するあるを信するか故なり何ぞ目の醜に於ける舌の苦に於けるか如く体慾の自然に發す可き者ならんや然るに吾人自由の存するありて自々肆に其事を事とするを得すして而かも事豫め決する所ありて偶然之を行ふとせは其善を行ふも稱するに足らず其惡を爲すも斥くるに足らず夫れ犯罪の物たる固より醜惡にして見るに勝ゆ可らざる者ありと雖も天の人を生ずる之に賦するに自由の性を以てせざる時は取舍已れに出つるに非るか故に當さるに之を誹謗すへかゝす適々以て恤むに足らんのみ理に戻る焉より甚きはあらず

犯人生理學者にして其論理を貫徹せんとするか則ち唯犯罪に伴隨し來れる羞恥心の湮滅を主張するのみならず又刑罰の廢止を唱道せざる可らず何を以て然るや犯人生理學者の言に云く吾人々類の其罪惡を致すや自ら好んで行ふにあらず其体格天與の構造自然此の如く爲さるを得ざるの理ありて存すればなり此の如きの人は自ら其心に計りずして自然罪を犯したるなり之に刑罰を施すは乃ち正義に本く者と爲すを得へきや既に体格の構造に於て自ら完からざる所ありて然るなり故に之を目して病癡者と爲さんか將た不具者と爲さんか二者孰れか其一を免るゝを得ずして而も之を誅戮に處し或は之に監禁を命するは則ち横暴とや謂はん將た深刻とや謂はんと彼又云く犯人の危險を致すの虞あるや猶ほ狂人の如し社會は之を拘束して他を害するを得ざらしむるの權ありと夫れ然り然るは社會は彼の罪を犯して自ら其責に任す可らざるの不具者を待つに尙ほ此の如き權あるなり故に之を牢獄に幽囚して自ら之が攻伐に備ふるを得へし然れども病者を病舎に投ずると犯人を囚獄に幽するとは二者霄壤の差無きこと能はす前者は仁恤を旨として之を看護し後者は至嚴を主として之を罰す若し社會犯人を

視て患者と爲し又不具者と爲さん耶則ち此病者と均く之を看護すへきのみ復た奚そ之を責罰するの權あらんや此に由て之を觀れば犯人生理學者は吾人々類の生れて心の自由ありて自ら擇んで惡を致す者にあらすとし尙ほ之に刑罰を加ふるの刑法を存せんと欲す矛盾焉より甚きはあらずなるなり

故に若し犯人罪惡を行ふに其意に出づるにあらずして其心責任無しと爲す時は何の法に由て之に刑罰を科するや伊太利のガキローロ氏之に答て云く推測上被告人の性質如何に従ふへしと故に其性奸惡にして其罪惡廣く社會に餘害を及ぼすへしと推知するときは之に酷罰を下し他は寛典を行ふ者とす是に於て犯罪と處刑とを比準して罪大なれば則ち刑隨て重きを致すの舊法を廢し而も犯罪の時期を計り犯人の其社會民人の生計を害するの輕重大小を探求せざる可らず例へは法官竊盜犯を判決するに當りてや之か有罪たるを証する所の狀情に留意するを爲さず將た損害の大小を推考するを爲さず乃ち犯罪の狀情を酌量し被告人の性質を致察し以て何種の罪囚中に属すへきや否を討究すへきなり是を以て劣等性淘汰の方法は裁判宣告に據りて之を確定すへし所謂劣等性淘汰の方

法とは即ち罪囚を處罰して而も他良民と伍を成さしめざるの謂なり而して此裁判宣告を下すや蓋し犯罪事件の輕重に本くにあらす又此事件の損害大小に由るにあらず乃ち被告人の性質如何に由るべきのみ故に若し二十錢を盗む者之を二千圓を掠むる者に比して其性質更に社會に害を加ふる大なりと判定せざる時は又之に比して更に重苛なるの刑罰を下すことあらず顧ふに此の如き論理に據る時は其弊や被告人を以て法官の專横に放任し遂に舊刑法の最大弊害を再生せしむるに至らん若し果して犯人其罪の輕重に従て加罰せらるゝと無く特に其性質の良邪に由る時は卒に犯罪を目して社會上眞個必然得て免る可きとの勢となし性質正良なる者は則ち會社の必要に迫られて罪を犯すも責罰を免るゝに至らん巴里府犯人生理學士ダールリーの言に云く刑罰を適行するには正義廉直に本くへきを以て口實とす可かず何となれば此語たる一定義無く人々其見る所を異にす何ぞ其犯人の性質に由るの明且確なるの優れるに若かんやと予は以爲なく犯人體質の變狀に由り其社會に危害を致すへきや否を論定するものと蓋し甚た難き者あつんと而して生理學者は犯人に就き之か體質の變體を注視する容易

なりと爲す

(未完)

○佛國義安奴及ひ新加烈德尼送移囚記事一班

佛國監獄協會雜誌抄譯

正員 佐野 尚譯

佛國刑法中に流刑を加へたるは今を距る三十餘年前にもて此新法の適用を委任したるは海軍省なりとす

茲に其經驗及び結果を述ふるに先たち聊か流刑法を設けたる要件及び流刑囚の管理法を説くへし

抑々内地外に監獄を建設すへしとの論を生したるは我か佛國政事上に變亂ありし時なり我か政府は政變を醸せる惡徒を恐れ千八百四十八年よりして其危險なる元素(徒惡)を撲滅するの方便を研究し千八百五十年六月八日に始めて法律を發布しヌーカイパ嶋及びソイタニ島に惡徒を送移することを規定せり

此時國會の論は敢て放逐刑を施行するの意にはあらず惡徒を殖民地に送移して唯た一時の追放となし或は送移を以て悔悟を生したる囚徒を賞譽するの具とし或は送移を請願する者の職業場となさんとするに在りし

(八一八三)

千八百五十一年二月二十一日を以て開會せし國會は義安奴殖民地に監獄を設置するふとを規定し而して此監獄もアルセリ監獄と同一なる目的を以て管理するを許可せり

爾後復た他に新殖民監を建設するの論を發し千八百五十一年十二月八日に勅令を發布して監視に附したる囚、法令を犯したる囚、謀叛囚等にして五年以上十年以下の刑期の者をカイヤンヌ島及ひアルセリ州に送移するふとせり其送移囚は工業を以て義務となし又民政兩權を剝奪したり

其後回達書を以て再び裁判を受けたる者及び海軍裁判官に於て危険の囚徒なりと認むる者は悉く義安奴殖民地に送移することを命したり

千八百五十二年二月二十日海軍大臣の報告に由りて政府は殖民地に在りて三ミール里程の地内は流刑囚に自由を許し且つ品行方正なる囚徒には減刑を命したり爾後千八百五十四年五月三十日發布の法律には二年の後にあらずれば自由を許さざるふとせり

政府は千八百五十二年三月二十七日の勅令を以て内地の徒刑監に在留する囚徒

大日本監獄協會誌參拾參號

大日本監獄協會誌參拾參號

(九一八三)

にして送移せられふとを請願する者は義安奴殖民地に移居するふとを許せり此勅令の精神は男囚は悉く開拓及び公益の業に使役し其期限を定めて二年とし二年後に至り品行方正なる者は監獄外の業を爲さしめ或は婚姻を許し土地を分與し又土地を分與したる者には復権を得せしめ十年後に至りては斷然土地の所有權を與ふ此時に至り徒刑囚は眞の殖民人となるなり

又該勅令は囚徒か佛國に遣し置きたる親族と再び結親するの權利を許せり

又此勅令の主旨は囚徒の勉強心を獎勵して其身分を確定せしむるのみならず都府に在りて生活する能はざる者を送移して新に生活の道を立てしめ以て新國を構造するにありき

此他千八百五十二年三月二十七日の勅令を以て佛國の内地にて放免せられたる

バイランド・ヒックス

囚徒を義安奴殖民地に送移し以て彼等の退隱場となし尙ほ不幸者及び徒刑監を出たる囚徒にして猶ほ危険の虞ある者の退隱場とも爲すべきことを命せり該地

は之れか爲め竟に隨意の殖民地となれり

強迫して殖民地に佳居せしむる所の嚴刑を終りたる後は勅令書を以て之れを海

軍裁判の管轄に付す爾後、ランヘーヌサ謀反の惡徒を豫防するか爲め千八百五十二年五月三十一日に發布したる所の勅令書を以て悉く千八百四十八年及び千八百五十二年の流刑囚を義安奴殖民地に送移するを命せり此他工業をなすを拒み從順ならず或は施体刑、加辱刑を施す所の囚徒等も亦義安奴に送移するを命せり海軍大臣の具中に由り千八百五十二年八月二十日發布の勅令を以て亞細亞、亞弗利加、阿人種の囚徒を義安奴に送移するを命したりと雖も此時は未だ彼等を留置する監舎を建設せざるを以て監舎の建設落成に至るまで之れを佛國の内地に送還したり然るに此人種に適當するの監舎を建設せざりしを以て不幸なる結果を生したり之れに由り義安奴殖民地に監舎を設置するには各人種の生存に欠くへかゝるの風土地質を考量して之を設け且つ開拓に適當する職工を撰別し送移の時限を規定するを以て緊要なりとせり

土地の分與法に關しては之か爲め經試の時限を設けたりしも爾後之れを廢止し總へて管理官に任して刑の輕重或は復權を得へき囚徒の品行等に隨ひ之を處置せしめたり

(未完)

○獨逸國不良幼者感化場(承前)

紐育ヴァードバルク不良幼者感化農場監督

正員 シー、シー、ホール述

久野 三 吾譯 東京

第二節不真幼者感化場沿革の續き 千八百十九年に至ては「チャールレス、リーザ」氏の盡力にて「マルチンスナフト」に稱する一感化場を「エルファルト」に設置するを得たり「リーザラ」氏は街衢又は監獄より其在場者を集致し、二十ヶ年間に三千六百十九人の幼者を收場し専ら德育を施したり此示例以來之れと同様の造營物所々に興起せり其中に就き特に著しきものは「アダルベルト、フチン、ウエルナル伯及びフチン、デル、レツケ伯」の主唱に依り「ゾーセルザル」に設置せし該場なりとす該場は「レツナムガホース」に稱し千八百十九年第十月四日に開場せたり開場の當時は在場者僅々四名なりしか、四十八ヶ年間に其德育を施し、出場を許したる者二千五百八十一人ありし該場の敷地は四百九十三「エーカー」にして其作業は専ら農事を撰みしと云ふ

又「バーデン」大公國の南境に「ピウゲン」に稱する感化場あり獨逸中首もなる不良幼

者矯正場の一とす此は千八百十六年の創立に係り南獨逸中第一に設けられたるものなり

回國說教家ガスタビウス、ウエルナー氏も亦感化事業に其功勞著し氏は十個所の感化場を設立し家族法を實行したり該十個所の感化場は千二百餘人を収場し業を了りて出場せし者七百に下す

ウールテンベルグには不良幼者感化場三十二箇所あり千八百六十七年の在場者現員は千二百六十九人とす而して千八百二十年以來該諸場の感化を受け出場せし者凡そ一萬二千人なりと云ふ獨逸聯邦中幼者救護事業の完成せるはウールテンベルグを以て第一とす

獨逸の幼者感化場にして其方法の美其功績の偉を以て世界に其名を轟がせしものはハンブルグ近傍なるローホース感化場及びプロザース感化場是なり該場の事に就ては詳述せし書世間頗る多きを以て茲に亦之を贅せず
獨逸帝國中幼者感化に關する種々の造營務の總數は凡そ三百六十とす而して其内千八百四十八年以後の設立に係るもの實に三百以上なり

第三節 感化場成功の要件 集合雜居法 家族法 一、感化場に於て異宗門

の幼者を混交感化せんとするは其奏効甚た覺束なし吾人は獨逸に於て「プロテスタント」教の幼者と「カソリック」教の幼者とを共に収受せし一二の感化場の興りしあとを知る然れども暫時にして廢絶に歸したり又一感化場に於て男女の幼者を感化するは如何と云ふに此事たる今日尙ほ未だ一の疑問たるには相違なきも一感化場に於て幼男幼女を化育するは必しも爲し能はざることばあふざるへし

(完未)

監獄官練習

監獄官練習所に関する事項にして世に公するも有益無害なりと認むるものハ其節の許可を得て本欄に登載す 編者白

●現行監獄則講義(前號の續き)

小原重哉述

其掛々にて差別のある事を申し述べますと評定所て吟味して入監せしむる入罪証文の用紙は駿河半紙にて其書面はどう云ふ式であつたかと云ふと紙中の前の下たに人名を書いて次に高く右今日入牢と書いてある又其次に年月日と評定所と書いて月番の三奉行が連印する式にてありしといふそれから寺社奉行の掛にて入監させる者は右に述べたる如く名前を書きまして次に高く右の者吟味中入牢に申し付る者也書き次に又高く年月日と寺社奉行の官名のみを書いて捺印する式にて此用紙は程

(五二八三)

大日本監獄協會雜誌參拾號

村二ツ切と極つてあつたそれから出る時の出牢証文と稱へたものは人名を書きて右の者何々により出牢せしむるもの也と書くそれから町奉行の掛にて入監させる入牢証文の用紙は常の半紙にして氏名住所年齢を前に申す例の如く書いて其文言は「此者義何々の由にて此方組の廻り同心召捕へ來り候に付一通り相尋ね候上尙又吟味中揚屋入牢者」と書くなりそれから今度吟味が済んだ時の書き方は書いたのであるそれは今日の拘引狀の如きものである。是から話するのは吟味中に入監せしむる方式で今度の書やうは「何の何月何日揚屋入又は牢者」と標題に書き夫から住所姓名年齢を書く。勿論其頃には平民には名字はない其文言には「此者義何々の由にて此方組廻り同心召捕へ來り候に付一通り相尋ね候上尙又吟味中揚屋入牢者」と書くなりそれから今度吟味が済んだ時の書き方は「右の者吟味を遂け候所何々に付答若くは何刑申付け出牢せしめ檢視に相渡すべき者なり」其奥に町奉行の名前を書き印を押さなりそして刑を行ふ時に臨監する檢視に引渡す者とす夫から檢視は其職權で處分をなせり此証書は鄭重にしてあつた者で用紙が岩城と云ふ紙にして監獄官は此用紙の種類によりて罪の輕重を知る事を得たりと云ふ又火付け盜賊改め役所より差向ける所の入牢証文はかたの如く住所と人名を書いてあつて其文言には右の者入牢申付け候に付可被得其意者也とあり故に火付け盜賊改の役所と記したる証文の來た時は火付け盜賊の罪人と極つた者と爲して其處置を致したものでありし此罪人の出牢証文には「何の何月何日の下に住所氏名年齢」と書く其次の行文に「右の者吟味を遂け候と云ふ何々に付き何刑、右の通り何の守殿御差圖に依り（何の守は御承知の通り

舊政府の老中のおとこさうます）お仕置申付け候間可被得其意者也」と書いて今いふ典獄にあたる石出帶刀の名當に此出牢証文を發したもので其刑罰處分は檢視が引取する事でござりました然るに一つ取除けた仕かたのものかまざりませそれは盲人の中檢校勾當在名といふ此の三の者は身分あるか故に揚屋に入れる事にありたり此時は吟味掛りの者より、故らに書面を添へるゝになつて居たものとなり又盲人中にも四分（盲人の稱号）以下の者は矢張り掛役から入牢証文に一書を添へて平民の取扱にしたものであるもの外に過意牢舎と云ふものかあつたそれはどのやうな人を牢に入るよとかと申しますと女と幼年の男子なり

(未完)

統計

○英國中央獄囚徒職業別（千八百八十二年七月一日の現員に就き調成）

職業の種類	素修	入監後習得	就職の總數
穀物等を入る袋を作る業	一	一七	一八
麵包炕造	一八	五一	六九
筐製作	三	四一	四四

(五二八三)

大日本監獄協會雜誌參拾號

(六二八三)

大日本鐵匠協會誌第參拾號

鐘掛ケ製造
鍛冶工
鋸工
製本工
ブリツキ工
ブリツキ製造
大工
椅子工
煙突掃除
飲食物調理
桶工
銅細工
器械工(手細工の)
全上(車馬の)

三三
一五
四五
一
九二
二
三
四
五

二
三三
二九
一八七
二
一五一
八
九七
三
一
一二

二
六六
一
三四
三
二四三
一
九七
六
四
一七

大日本鐵匠協會誌第參拾號

(七二八三)

器械裝置
瓦斯工
鐵細工
雜品裝飾
亞麻工
電氣工
園丁
砥ぎ工
莫大小工
錠の製造
坊工
蕭工
鋳形工
黃銅鋳形工

七
二
三
一
一
一〇
三
四五
三
一
二五
一
一
一

四
一六
二
一三
一〇
一
八四
二五
一
一
六八
五一
一
一

一
二八
五
二五
一
一
九四
三
二五
一
一
五一
一
一

大日本監獄協會誌第參拾號

(三二八)

鐵鑄形	一四	九	二三
書工	三五	二四	五九
紙工	一	...	一
壁塗工	一八	五	二三
鍍工	三	一〇四	一〇七
鉛鑄物工	六	四	一〇
磨き仕事	二	...	二
活版工	八	三四	四二
綱工	二	一三	一五
帆及び船内寝床工	二	六七	六九
碎石	...	九一	九一
木割	一三	三九	五二
船縁工	...	一〇	一〇
靴工	八五	四八二	五六七

大日本監獄協會誌第參拾號

(三二八)

石盤工	一〇	一〇	二〇
鐵匠	二	一	三
石工	二六	三六四	三九〇
穀物類を打つ業	一五	五九	七四
裁縫(新たなものの)	一〇九	六三四	七四三
全上(古もの補綴等)	...	三一	三一
錫工	一〇	一九	二九
轆轤工	二	三	五
洗濯	...	七	七
編み物	二	八六	八八
車輪製造	三	四	七

合計

六七九

三三三五

三九一四

備考 英國中央獄千八百八十二年七月一日の總囚員は九千百〇七人なれども定りたる職業に従事する者は實に以上三千九百十四人なりとす其他は賃仕事等に從事せり

通信

○在米正員下田菊太郎氏の通信（前號の續き）

當監の囚徒には紡績製造を業とせしめ獄内の衣服は勿論其他機械の材料を供す又囚徒の食事に要する牛肉は一斤六錢五厘のものをを用ゆ

當監官吏の給料は左の如し

典獄（年俸）

壹千八百弗

副典獄（全）

壹千二百弗

典獄附書記（全）

九百弗

記録吏（全）

壹千五百弗

庶務吏（全）

壹千五百弗

庶務助手（全）

九百弗

會計吏（全）

壹千二百弗

用度吏（全）

九百弗

醫師（全）

九百弗

夜間病院監督（全）

七百八十弗

大日本監獄協會誌第叁拾號

(三九三)

大日本監獄協會誌第叁拾號

(三八三)

晝間病院監督（全）

七百八十弗

夜間看守長（全）

九百弗

晝間看守長（全）

九百弗

看守副長（月俸）

六十五弗

作業監督（全）

六十五弗

看病婦長（全）

五十弗

小生參觀したる時は女囚三十ありて何れも椅子の藤組方に従事せり以前は葉卷煙草に従事せしもの話なりき

各囚徒は或は疑問或は請願の爲め評議員又は典獄に面會するを得又筆紙にて陳述するを得をも爲し得べし

囚徒は嘴煙草を用ゆるを許さる其寸法は巾二寸長四寸厚二分のもの毎週二枚を限りどす其他普通の喫煙は一ケ年三日即ち北米合衆國獨立の日クリスマスの日サンクスゲーベングの日に許さる

囚徒の友人は嘴煙草を送るを得るも寸法の大なるものは許されず

囚徒居室の戸は鉄板にはあらざるも鉄骨にて作り空氣光熱共に自由にして内外より相見るを得故に監督上に於ても大に便益を感ずと云ふ

日曜日には朝八時説教場に至り説教を聞き九時より一同祈禱會を開き十時にて終る而して十一時定

(二三八三)

規禮拜會を始む各囚必ず出席するを要す
日々の食事は左の如し

朝飯 カワイ、パン、バター、及び肉類少々

晝飯 薯、野菜汁、肉類、パン、林檎等の類

晚餐 下等砂糖、肉類少々

去年囚徒一人平均費用は百七十六弗六十七銭にして即ち一日四十八銭九厘六毛に當れり

●看守精勤證書授與

石川縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

嶋田 治三郎氏 松外茂三郎氏 福島茂三郎氏

石廿三年十二月二十六日附與せらる (石川縣監獄署報す)

宮城縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

金子傳十郎氏 丹野猛治氏 大泉幸武氏 熊谷善五郎氏 平 則常氏

石廿三年十二月十五日附與せらる (正員入間川市治報す宮城)

大分縣に於て廿三年十二月二十六日に看守精勤證書を受けられたる者十七名あり

(大分縣監獄署報す)

昨年十二月廿六日大阪府に於て看守精勤證書を受けられたるもの森田利邦氏外三十八名あり

大日本監獄協會誌參拾參號

大日本監獄協會誌參拾參號

(三三八三)

(大阪府監獄署報す)

朽木縣に於て看守精勤證書を受けられたる人々は左の如し

増田 量一郎氏 秋 山 兼 吉氏 五月女長三郎氏

石廿四年一月十日附與せらる

(朽木縣監獄署報す)

寄 書

○監獄則の疑議を質す

正 員 岡部伊三郎 堀

監獄則第四十二條に屏禁には服役時間坐作の役を課すとあり

若し無定役囚にして屏禁の罰に該當すべき犯則ある時は素より屏禁に處し可なるものと等しく囚人なるを以て明晰なり従て坐作の役を課せざるへからざるものとするか無定役囚たる本旨に違ふ嫌ひあり無定役囚屏禁に該當するも減食開室の二罰に止むるを以て事体の宜きを得るものとせんか屏禁は減食暗室の如き人生欠く可からざる必要的の食物臥具等を奪ふ罰にあらずして其輕き事此二罰と全日の論にあらす依之無定役囚たる本旨に違ふも屏禁に處し背法とならざる亦明なるか如し果して屏禁に處し役を課するものとせば其役より生ずる工錢は定役囚と無定役囚を問はず罰に由り課したるものなれば之を給與せざる方至常なるか、否工錢の給與ハ獄則處分を以て左右すべからざるものなからん然らば無定役囚に獄則處分を以て役を課するは穩當ならざるものの如し

以上の疑點を生ぜり依て會員諸君に明教を請ふ

○大ひに獄吏を改選すべしと題せる説を讀む

正員 阪本 存神奈川

今日の監獄事業を説く者輒ち曰く獄事改良獄吏改撰と成程改良又は改撰と云へば監獄に於ける陋習舊弊を去て完全無缺の域に至らんとする意義なるが故に善にして美なり吾々もす時も早く獄事改良の效果を見んことを希望せど雖も其の改良なるものは中々容易の業にはあらずるへしと思はるゝなり第一獄事改良と云へば緊要の事項種々あれども日常囚人に直接する監獄官吏を完全ならしむるの要亦其一には相違なかるへし於是乎獄吏を改撰すへしと云へる議論往々起るへきも唯た一言に「監獄を改良して獄事の美を顯さんと欲せば斷乎として獄吏の改選を圖るへし」と汎濫に論下されては其の如何なる手段方法を以て改選すへしか頼んど相譯り候はす所謂獄吏を改選すへしと云へるは畢竟左の如き意味なりや

一 獄吏とは現今の典獄以下看守までを指稱せるの意乎

一 斷然獄吏の改撰を圖るへしとは目下の監獄官吏は不完全にして其の用に堪へざる者多し故に之を沙汰して以て新鮮學識ある獄吏を採用すへしと云ふの意乎

果して右の如き御主意なりや獄事改良を熱望せらるゝの極議論の勢茲に至り候はんか去りとは餘り御短慮には候はずや吾々も囚人を感化歸善せしむるには監獄の完全を要す監獄の完全を欲せば先づ

監獄官吏を完全ならしむへしとは思惟し居るも忽ち目下の監獄官吏を斷乎改撰せんとするが如き事は中々大變の仕事にして如何にも論面は立派にて又目下監獄社會の形勢にも稍々適し居るものとするも所謂言ふべくして行はれざるおどに相違なかるべし若し言ふべくして行はれざる説とすれば表面上如何なる名論卓説の形様を示そも何の役にも立ち申さずして遂には適理の論議とは認め難き姿に相成申すへしか余に卑見あり敢て正鵠を得たるものにはあらずるへきも若し獄吏進歩の一助たるを得は可なりと思考し左に高覽に供す

獄吏改撰と云へば獄吏其者の肉体上まで交代を行ふ意味なるがゆへ是れ頗る難事なり私考によれば肉体は天保時代にもせよ明治年間生にもせよ(成規の年限を越へざる限りは)新陳交代せしめずして可なり唯其の肉体裏に栖宿して數年數期の長時間習ひ性を成したるおど若し獄事改良に適せざるものあらずは乃ち此點に向て改良の法を講し適れ開明の監獄官吏に適する監獄官吏を造出するおど是れ最も必要なりと信す即ち心意無形上の變化改良を望まは足れりとす伽藍疎造なりと雖も本曾效驗あらは可なり目今完全の監獄官吏を養成せん爲には監獄官練習所あり又各地方には内務大臣より看守教習法訓令あるやに聞けば獄吏薰陶の事に就きては余の説已に無用に属する者の如きも余の主旨とするおどろは有形肉体の改撰を試みんより寧ろ心意の改良進化を要し且つ其の心意改良上の事に就きては彼の外界よりする注[○]入的思想は其効力薄弱なるを以て宜しく個々心意の全力を致して實[○]驗的思想を感得し以て之れを實地に應用する方法に依るへしと爲すものなり知らず余の説も亦易言難行の區域を

徘徊する歟

本會記事

●會計主幹の死去 永く本會々計主幹の任に當り其勞績著るしき東京集治監書記關長磨君には去る十九日病死せられたり君の本會に對する非常の盡力は會員諸君の知るゝとよろならん此獄事改良の時期に際し此有爲の人を亡ぶ當に本會の不幸のみならざるなり

●本會議員死去 本會議員靜岡縣前典獄川村矯一郎君も亦去る二十一日病死せたる獄事社會有望の士相次で没す悲しからずや

●監獄官の任免異動

長野縣看守長 兼監獄書記 朝野義之助君

判任官五等上級俸を給與せらる

長野縣看守長 兼監獄書記 松井總吾君

判任官六等上級俸を給與せらる

高知縣看守長 兼監獄書記 山本重喜君

高知縣看守長 兼監獄書記 江澤精造君

監獄署第一課長心得を命ぜらる

高知縣看守長 兼監獄書記 林部熊三郎君

中村支署長を命ぜらる

高知縣備 藤村潤策君

任高知縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

大阪府看守長 沼田守勇君

叙判任官五等、下級俸を給與せらる

富山縣看守長 柴村敬直君

栃木縣へ出向を命ぜらる

富山縣書記 菅谷定興君

任富山縣監獄書記判任官六等、上級俸を給與せらる

富山縣看守長 兼書記 中山一二君

兼任富山縣監獄書記判任官五等、上級俸を給與せらる

富山縣看守副長 堀景信君

全 宇津井外五郎君

全 松原政之君

任富山縣看守長判任官六等、下級俸を給與せらる

らる

富山縣監獄書記 井口壯作君

任富山縣屬判任官五等、上級俸を給與せらる

富山縣看守長 兼監獄書記 中山一二君

非職を命ぜらる

富山縣看守長 堀景信君

全 松原政之君

上級俸を給與せらる

富山縣監獄署長 松村政記君

任富山縣監獄書記判任官六等、下級俸を給與せらる

富山縣警部 遊佐信景君

全 松崎隆君

任富山縣看守長判任官六等、下級俸を給與せらる

富山縣屬 山口精一君

任富山縣監獄書記判任五等、上級俸を給與せらる

(八三八三)

大日本監獄協會誌第三拾參號

ふる

富山縣監獄
教誨師

楠

秀 晃 君

依願職務を免せらる

富山縣看守

荒木 久 行 君

任富山縣看守長判任六等下級俸を給與せらる

富山縣監獄書記
判任六等下級俸

岡

梯 藏 君

全

大

野 定 君

上級俸を給與せらる

兵庫縣監獄書記

横田 作 三 君

全

細

野 信 節 君

陞叙判任官五等、下級俸を給與せらる

兵庫縣看守

磯 谷 彌 吉 君

任兵庫縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

兵庫縣看守

三 浦 次 之 吉 君

任兵庫縣看守長叙判任官六等、下級俸を給與せらる

福岡縣警部 三ヶ尻 忠 吾 君

任三池集治監看守長兼三池集治監書記叙判任官三等、下級俸を給與せらる

加藤 存 潤 君

三池集治監教誨師を命ぜられ月俸金拾五圓を給與せらる

三池集治監々獄醫
判任三等下級俸

福 田 重 平 君

上級俸を給與せらる

三池集治監看守長
判任五等下級俸

清 水 造 酒 夫 君

上級俸を給與せらる

永 松 彌 八 君

任三池集治監書記叙判任官六等、下級俸を給與せらる

枋木縣獄醫に任せらる

秋田縣看守長 竹 内 千 里 君

判任官五等下給俸を給與せらる

秋田縣看守長
兼監獄書記

淀 川 清 君

判任官六等上給俸を給與せらる

(第五拾八號附錄の續き)

る事を忘るへかゝすそも、山を下ると數年なりし者は一朝其方向を轉じて再び攀ち登らんと欲すると甚稀なり監獄長官及保護會社若し斯の如き人を見出さば之が同轉を容易からしめ且つ其前途を明示し若し必用なれば暫くは共に歩いて其道を教ゆべし之を爲すには最も急進輕率を戒めざるべかゝすされば此事業を企つる人は只熱心と忍耐と熟練と盡力とを以て除々に其歩を進めて遂に頂上に至らんとを期すべし此事は女囚の場合に於て殊に其然るを覺るん

凡そ人の世を渡るに朋友の必要なるとは勿論なり而して此必要は壯年者にありて殊に多しとぞ故に出獄人殊に其壯年者の爲に朋友を見出して之を與ふるとは金錢物品等の給與をなすよりも必要なり即ち惠深く親切なる雇主を得せしめ又は或教會の牧師への紹介狀を與ふる等は眞誠に親切なる方法なり而して會社の會計主幹は常に各被護者の過去の履歷を明細に取調へて報告するか故に監獄長官及保護會社は各被護者の後來に望あるとの多少を測定して他人に紹介するを得へし是に付きて注意すべきは壯年の者初めて罪を犯すに至るは大抵は其以前に永く惡友の間にありし結果なり故に其出獄の後には善良なる人々の中に移る機

會を與へて以前の惡友等とは全く分離せしむべき事はなり

第七章 事業表の調製

事業表の調製上最も要用なるは各會社とも其用式を齊一にするとなり此表の最も便利なる様式は龍動府チャーリング、クロッス第三十二番なる感化及寄隠協會より出版せらるゝものなりもし之を採用せば各會社の幹事は甚少き手数を以て中央會社より質問せらるゝ條件に答ふるを得へし

各會社が互に協力し且つ其業を比較する爲には各會社とも其事業年度を同一にするを要す而して英國の會社は其年度暦年と同一なり

第八章

會計主幹エシエントを置く事エシエントなる者は會計の事のみを取扱ふ者に非ずして下の如き者なる故會計主幹の譯字は少しく適當ならざる如く考ふれども他に其き語を見出し得ざるを以姑く之を用ふ

會社の幹事が自身に會計主幹の事務を爲すの材能を有し且つ之を爲さんと欲する場合の外は或種類の會計主幹を置く事常に必要なり而て其爲すべき首なる事務は出獄の際に囚徒を引取ると、彼等の爲に職業を索むると、彼等が職業を得る迄要用品を與ふると、又最後に彼等が既に職業を得たる後の行狀をも必用と考ふる時限間は看督せると等なり

其事業左のみ手廣かゝる保護會社は其會計主幹をして悉くの時間悉くの勞力を會社に致さしむるの必要な故に他の職業に従事する人をして之を兼ねしむるを得へければ其給料も時間の割合を以て減少したる額にて足るへし又或會社は其擔任せる地方内の各市に會計主幹を置く其會計主幹は大抵他に職業ある人々にして其内には無給料にて盡力する人も寡かゝす其他の人々は其取扱へる各囚徒の件に付て各少額宛の報酬金を受取るなり此二種の人々共に其會社の事に付て要したる諸雜費は會社より之を償ふは勿論なりさて是等の方法に據れば會社は其負擔に堪へぬ程なからざる價を以て會計主幹を使用し得へし

會社が其擔任地方内の各要所に漏なく其會計主幹を置くとは存外に必要な場合ありそは或監獄の囚徒を都合により他の監獄に移す時なり此時に各會社の會計主幹網を張りたる如く各所に散在せされは我々の事業に重大なる障害を與ふると必せり例へば甲なる者は乙地ある監獄の一囚徒なり然るに此乙獄人員充溢するによりて甲者を丙地なる獄に移せりさて此甲者の放免に先ちて丙獄の選擇委員は此甲者を選択して保護を與ふべき者とせり然れども此甲者の親戚朋友及

ひ職業を得るの見込等は皆乙地にあり而して其乙地には一の會計主幹なく且つ丙地は乙地を離ると四五十里なり然るときは其結果として甲者を保護する一の方法も無きに至るべしされ畢竟會計主幹の網の目か乙地に破れ居る故なり斯の如き場合にて其選に當りなかつ保護を受け得ざる者は年々五百人乃至一千人ありされば速に此網を完全なうしめざるへかゝるなり

第十章 會計主幹及其職務

スタッホード州出獄人保護會社の會計主幹及其職務は左の如し

スタッホード州出獄人保護會社の會計主幹は二人あり即ち一人は南スタッホード出獄人保護會社の會計主幹にしてオルヴァーハンプトンに居住しブラツク、カントリト郡に付ての責任を有す、一人は北スタッホード出獄人保護會社の會計主幹にしてストークに居住しボツテリー郡に付ての責任を有す各年俸百二十磅金六圓を受く此二人は全く會社の事務のみに従事し他の職業を兼ねざる者にして其職掌左の如し

一、毎週一度スタッホード監獄に出頭して保護を與ふべく選擇されたる各囚徒

取扱に關して指圖する事但其出頭の度數は名譽幹事の命令に因りて増すとあり

一、諸工場を訪問して其場長役員等と交誼を結び是等の人に會社の目的を説き其協力を求むる事

一、在獄中の囚徒に面會する事其面會の場所を整理し及其出獄後職業を得る迄の間寄宿すべき場所を備へ置く事

一、既に職業を得たるど否らさるとに論なく總へて會社の保護監督の下に在る出獄人の有様を絶へず巡視する事

一、凡へて會社の事に付て或人に面會し又或場所を訪問したる事は必そ毎月其日記帳に記入し置き且つ其日記帳は毎月の委員會に差出して各委員の閱覽に供すへし

一、保護中なる各出獄人の点銀を預り置きて名譽幹事の命令を以て之を使用し且つ彼等に適當なる職業を得せしむる事を怠るへからざる事

一、現金の支出は毎日之を帳面に記るし而して此帳面及凡て支出に付ての証書

類を毎月の委員會に差出して其検査を受ける事

又北ランカ州出獄人保護會社の會計主幹に付ては一千八百八十七年^{明治二十年}三月十日にシャットトルウォルム氏左の如く報告せり

北ランカ州出獄人保護會社は左の十一市に會計主幹を置く^{其各市の名はくたくた}其報酬は一^{金壹圓}出獄人に付て壹^{金貳拾}リング半^{金六拾七}或は二^{金貳拾}リング半^{金六拾七}或は五^{金貳拾}リング^{金五圓}なり或は各出獄人に付て要する勞力の多少と時日の長短とあるに據りて區別したるなりさて其職務の首なるものは左の如し

一、停車場にて出獄人の到着を待ち受け或出獄人は之を看護して其家に送り其親戚の者に引渡し否とさるものには其爲すへき工業を見出し器具衣服を買與ふる事

一、各出獄人の点銀を監獄より受取り其者の爲めに之を使用するか否とされは適當なる時を計りて數度に之を渡す事

一、各出獄人に付ての報告書を時々名譽幹事に差出す事但し其報告書式は左の如し

録附號參拾參第誌雜會協獄監本二大

北ランカ州出獄人保護會社會計主幹報告書

一、囚徒の姓名、
一、出獄の時日、
一、行狀の良否、
行狀良き場合には

一、職業に従事し居るや否、
二、職業の性質、
行狀真からざる場合には

一、行狀の善惡疑はしきか、
二、行狀惡しきか、
三、再び入獄せしか、
其他の場合には

一、北ランカ州内を立去りしか、
二、全く行衛知れざるか、

録附號參拾參第誌雜會協獄監本日大

年月日

記名

プレス通にては會計主幹毎朝監獄に出頭して願に依り出獄人を停車場に護送す會計主幹は是等の出獄人か宿引の呼聲に誘惑さるゝことを戒めつゝ同伴して遂に停車場に至れば其乗車するを見届けて去るなり此會計主幹は此毎朝の務に對して一シリング宛の特別報酬を會社より受く此方法は能く其功を奏して出獄直ちに迷路に入る者の數を減したり

チエシヤ―出獄人保護會社の會計主幹に付ては同會社名譽幹事神學博士マレ、アラウン氏左の如く報告せり

我會社に於ても北ランカ州保護會社の如く州内の各要市には悉く會計主幹を置く中に就ては無給料なるもあり否らざる者は其委任を受たる出獄人に付き五シリング宛の報酬及雜費を受く是等の人々の中には他の會社の會計主幹もあり警察官もあり商人もあるなり而しても一の會計主幹居住せざる地に出獄人を送らざるへかゝる時は其地の警察官に依頼して其出獄人を保護し大に好結果を得るありあり

本會名譽會員

公爵 三條 實美君
侯爵 蜂須賀 茂昭君
伯爵 伊藤 博文君
子爵 板本 武揚君
子爵 山尾 庸三君
子爵 芳川 顯正君

本會特別會員

中村 正直君
石井 邦猷君
清浦 奎吾君
小原 重哉君
小野 田元熙君
川合 麟三君

特別會員禮遇

獄務顧問 フォン、ゼー、パツ、ハ君

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スル正則トス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推戴ス

會長 一人

推戴員中ヨリ推舉ス

名譽會員 特別會員又ハ維持會

副會長 一人

推戴員中ヨリ推舉ス

名譽會員 特別會員又ハ維持會

員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

推戴員中ヨリ推舉ス

維持會員 一人

推戴員中ヨリ推舉ス

主幹 二人

推戴員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

推戴員中ヨリ推舉ス

調查委員 二人

推戴員中ヨリ推舉ス

議長 一人

推戴員中ヨリ推舉ス

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員 十人

在東京維持會員中ヨリ推舉ス

特別調查委員 二人

兩局長共同ノ發議ニヨリ會長

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

四 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

四 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

四 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 記録ニ關スル事

四 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

明治廿三年七月十二日改正